

# 南相馬市内外で行う 交流活動を支援します！

—交流人口拡大活動支援事業のご案内—

南相馬市では、交流人口の拡大による市内の活性化を図るため、市内または県外の民間交流活動団体等が交流人口拡大を主たる目的として実施する活動に対し、その活動を認証し、認証した活動を行う団体に対し支援を行います。

## ◆認証の対象

南相馬市内又は福島県外の民間交流活動団体等が交流人口拡大を主たる目的として実施する活動で、交流人口拡大による地域の活性化につながると認められる活動

## ◆認証の基準

認証の基準は以下のいずれかに該当する活動となります。

- (1) 活動団体の会員が当事業に5名以上参加する交流活動
- (2) スポーツ大会参加による地域間の団体交流活動 ※支援の報償金は半額とする。
- (3) その他市長が特に認めた活動

## ◆支援の内容

認証を受けた団体が活動を実施した場合、1団体につき当該年度中2回に限り、予算の範囲内で活動実績報告書の内容に基づき以下の報償金を限度として支援します。

<市内の団体が福島県外で交流活動を実施した場合>

交流活動開催場所	報償金額（限度額）
宮城県、山形県 茨城県、栃木県	50,000円
上記以外の地方	100,000円

<福島県外の団体が市内で交流活動を実施した場合>

団体の所属地域	報償金額（限度額）
宮城県、山形県 茨城県、栃木県	50,000円
上記以外の地方	100,000円

※報償金の対象経費は以下の表のとおりとします。

報 償 金 対 象 経 費	
• 報償費 ※団体の構成員への支出は除く	• 旅費
• 消耗品費	• 食糧費
• 燃料費	• 通信運搬費
• 手数料	• 使用料
• 賃借料	• その他市長が必要と認める経費

※当該活動が他の補助金等の対象事業となっている場合は、報償金は支給できません。

◆支援対象期間

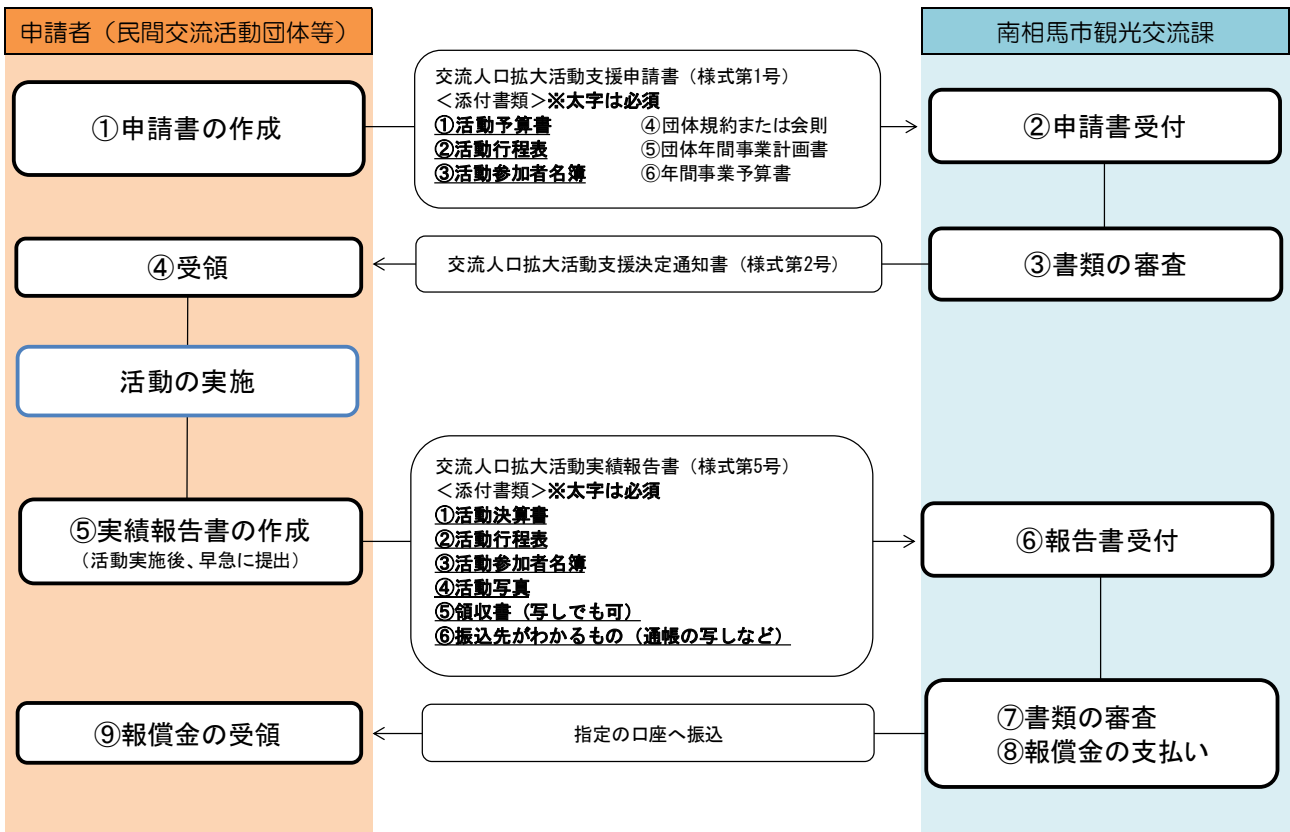
平成31年4月1日（月）から令和2年3月31日（火）までに実施し終了するもの

※実施日を問わず申請の受付は先着順とし、期間内であっても予算がなくなり次第終了となります。

◆申請手続き

申請書類等は、南相馬市のホームページよりダウンロードできます。郵送を希望される場合には、以下の問い合わせ先へご連絡ください。

◆手続きの流れ



申請に必要な書類	実績報告に必要な書類
○交流人口拡大活動支援申請書（様式第1号） ＜添付書類＞ ※太字は必須 ・ <u>活動<b>予算書</b></u> ・ <u>活動<b>行程表</b></u> ・ <u>活動<b>参加者名簿</b>（予定）</u> ・団体規約または会則 ・団体年間事業計画書 ・年間事業予算書	○交流人口拡大活動実績報告書（様式第5号） ＜添付書類＞ ※太字は必須 ・ <u>活動<b>決算書</b></u> ・ <u>活動<b>行程表</b></u> ・ <u>活動<b>写真</b></u> ・ <u>領収書等（写しでも可）</u> ・ <u>振込先がわかるもの（通帳の写しなど）</u>

本事業に関するお問い合わせ

南相馬市 経済部 観光交流課 交流推進係

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地（北庁舎1階）

TEL 0244-24-5269 FAX 0244-22-3100

E-mail kankokoryu@city.minamisoma.lg.jp